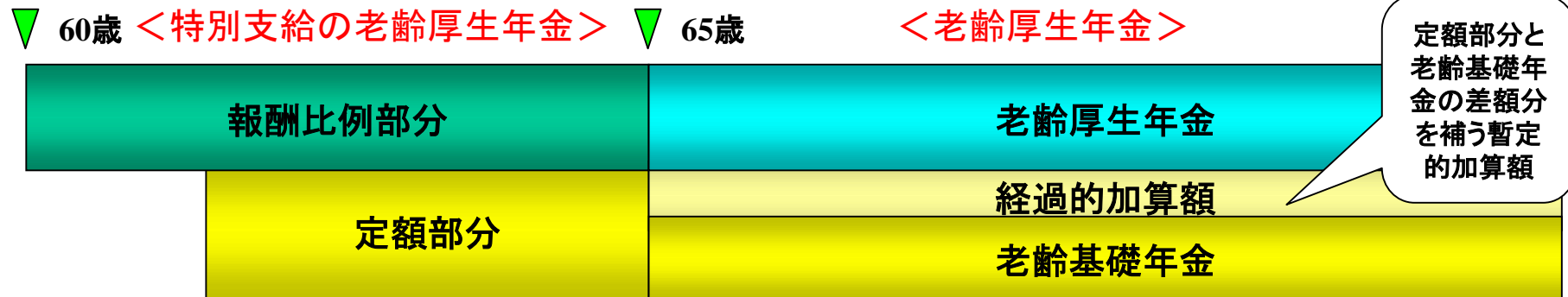


# 老齢厚生年金－1

「**老齢厚生年金**」は、厚生年金保険の被保険者であった方の老後の保障として給付され65歳になった時に、老齢基礎年金に上乗せする形で支給されます。

ただし当分の間は、一定の受給資格を満たしていれば65歳になるまで、「**特別支給の老齢厚生年金**」が支給されます。



## 特別支給の老齢厚生年金

男性：昭和36年4月1日までに生まれた方が対象  
女性：昭和41年4月1日までに生まれた方が対象

1. 受給資格  
保険料納付済期間と保険料免除期間等が、合算して原則として**25年以上**あること  
厚生年金保険の被保険者期間が**1年以上**あること
2. 支給開始年齢  
生年月日に応じて異なります
3. 特別支給の年金額  
**報酬比例部分(過去の報酬等) + 定額部分(加入期間の長さ等) + 加給年金額(扶養手当)**

# 老齢厚生年金－2

「**老齢厚生年金**」は、厚生年金保険の被保険者であった方の老後の保障として給付され65歳になった時に、老齢基礎年金に上乘せする形で支給されます。

ただし当分の間は、一定の受給資格を満たしていれば65歳になるまで、「**特別支給の老齢厚生年金**」が支給されます。

▼ 60歳 <特別支給の老齢厚生年金> ▼ 65歳

<老齢厚生年金>

報酬比例部分	老齢厚生年金
	経過的加算額
定額部分	老齢基礎年金

定額部分と老齢基礎年金の差額分を補う暫定的加算額

## 老齢厚生年金

### 1. 65歳以降の年金額

老齢厚生年金＋老齢基礎年金＋経過的加算額＋加給年金額(扶養手当)

#### ●老齢厚生年金の年金額

特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分と同額

#### ●老齢基礎年金の年金額

792,100円(20～60歳までの40年間、保険料をすべて納めたときの満額で)

(保険料の未納、免除期間がある場合はその分減額となります。)